

平成28年(ワ)第210号 国家賠償請求事件(第1事件)

平成29年(ワ)第53号 国家賠償請求事件(第2事件)

裁判官 真辺朋子 足立拓人 風間直樹(言渡日 令和3年6月25日)

判決要旨

1 事案の概要

内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目がない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定をし、平成27年9月19日、国会において、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(同年法律第76号)及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(同年法律第77号)が可決成立した(以下、成立した2つの法律を併せて「平和安全法制関連2法」という。)。

本件は、原告らが、①内閣が平成26年7月1日に行った上記閣議決定と、②平成27年9月19日に国会において可決成立した上記各法律に係る内閣による行為(法案の閣議決定及び国会への法案提出)並びに国会による立法行為(①及び②に係る内閣及び国会による行為を総称して「本件各行為」という。)が、憲法9条等に違反し違憲違法であり、これらの行為により原告らが有する平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権及び安定した立憲民主政に生きる権利等が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、原告らそれぞれにつき慰謝料10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

2 判断の概要

(1) 平和的生存権について

憲法前文は、憲法の基本的精神及び理念を表明したものであって、それ自体が具体的な権利の賦与やその保障を定めたものと解することは困難である。また、憲法前文における平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であり、各人の思想や信条により、多様な捉え方が可能なものである上、他者との関係を含めて達成し得る

ものであり、これを確保する手段、方法は、常時変化する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたり、特定することができない。憲法前文の「平和のうちに生存する権利」との文言から、裁判規範となるべき国民の権利としての具体的な意味内容を確定することは困難であり、憲法前文を根拠として、個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし利益が保障されているものと解することはできない。⁵

また、憲法前文に9条及び13条をはじめとする第3章の諸条項を総合的に考慮しても、平和的生存権の具体的権利性を認めることはできない。

(2) 人格権について

原告らの陳述書等及び本人尋問の結果によれば、原告らが、平和安全法制関連2法の制定により、自らの信条、信念やこれまでの教育活動等の取組み等を否定されたとの心情を抱いたこと、原告ら及び原告らの子どもや孫等の関係者が、戦争やテロに巻き込まれ、生命、身体及び財産等に被害を受けるのではないかとの恐怖や不安を抱いていることが認められる。¹⁰

しかし、我が国が採用する多数決原理を基礎とした間接民主主義の制度の下では、¹⁵国民個々人の信条、信念やこれまでの取組み等と異なる立法等が行われることは想定されていることからすると、自らの信条や信念と異なる立法行為等によって、国民が精神的苦痛を感じたとしても、直ちにそれが法律上保護に値する利益の侵害であるとは認め難い。

また、本件口頭弁論終結時において、我が国が戦争の当事者となり、あるいは、²⁰他国間の戦争に巻き込まれるなどの具体的なおそれが生じているとは認められず、原告ら及び原告らの関係者の生命、身体及び財産等の安全が侵害される具体的な危険が発生しているものとは認め難い。そして、戦争やテロ攻撃に巻き込まれる結果として、将来、生命、身体及び財産等の安全が侵害される可能性に対する原告らの恐怖や不安といった感情は、原告らの個々の境遇や立場を基礎としつつも、戦争の機会を増大させるものとして本件各行為に反対の立場をとる国民に共通して生じる精神的苦痛であるという点において、いまだ抽象的かつ一般的な危惧の域を出るも²⁵

のではない。

本件各行為によって、原告らの人格権が侵害されているとはいえない。

(3) 憲法改正・決定権について

原告らは、憲法が、憲法前文第1段、96条及び99条を根拠として、国民に対して憲法改正・決定権を保障しているところ、本件各行為により、憲法96条1項所定の手続を潜脱して憲法9条が実質的に改正されたことからすると、本件各行為は原告らが個々に憲法改正の是非について意思表示をする機会を奪うものとして、原告らの憲法改正・決定権を侵害すると主張する。

しかしながら、憲法96条1項は、国会が憲法改正の発議を行い、国民投票が当該発議に係る「承認」につき行われるとしていることに照らせば、発議がされていない場合についてまで、個々の国民に対し、何らかの具体的な権利又は法的利益を保障しているものと解することはできない。

(4) 安定した立憲民主政に生きる権利について

原告らは、憲法は、立憲民主政の構造、憲法13条及び憲法99条等を根拠として、国民に安定した立憲民主政に生きる権利（権力が憲法に従っていることを期待できるような社会で生きる権利）を保障しているところ、一見明白に違憲である平和安全法制関連2法を成立させた本件各行為により、上記権利が侵害されたと主張する。

しかし、立憲主義や民主主義は理念としての抽象的概念であり、「安定した立憲民主政」の具体的な意味内容やそれを確保するための手段等は、各人の社会生活上の信念等の主觀によって異なること、原告らが主張する「公権力が憲法に従っていることへの期待」を中心とする「安定した立憲民主制に生きる権利」の内容は明確とはいひ難いことからすると、原告らの主張する安定した立憲民主政に生きる権利ないし利益が具体的権利性を備えているとはいえない。

(5) 結論

以上によれば、原告らの主張する権利ないし利益は、国家賠償法による損害賠償

により法的保護を与えられるべき利益ということはできないから、原告らに損害賠償の対象となり得るような権利または利益の侵害があったということはできない。

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない。